

和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、和泉商工会議所から経営の改善を目的とした経営指導を受けることによって、無担保・無保証人で利用することができる株式会社日本政策金融公庫が行う小規模事業者経営改善資金（以下「マル経融資」という。）を借り入れた和泉市内の小規模事業者に対して、その返済利子の一部を予算の範囲内で補給金として交付することにより、事業者の負担の軽減を図り、もって経営の安定に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 利子補給の対象となる者は、マル経融資により借り入れた者で、次の各号に該当するものとする。

- (1) 市内に住所若しくは事業所のある個人事業主又は市内に本店若しくは営業所のある法人
- (2) 和泉商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6か月以上受け、返済期間が1年以上のマル経融資を借り入れた者。

(補給期間)

第3条 利子補給は、初回返済日から起算して1年の間に返済した利子（支払回数12回分）に対して行うものとする。

(補給額と限度)

第4条 利子補給額は、対象となる融資に対し一律上限2万円とする。ただし、初回返済日から起算して1年の間に返済した利子が2万円に満たない場合は、その支払利子相当額とする。

(融資登録)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金融資登録書（様式第1号）に下記書類を添付して、融資日から3か月以内に市長に提出し当該融資の登録をしなければならない。

- (1) 返済状況証明書（様式第2号）
- (2) 支払額明細書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付申請の制限)

第6条 前条の規定により登録された者「以下「融資登録者」という。」は、次の各号のいずれかに該当するときは交付申請ができないものとする。

- (1) 補給対象融資において約定返済の遅延が2回以上あるとき。
- (2) 補助対象融資の当初の返済条件を変更したとき。
- (3) 既存マル経融資の利子補給が完了していないとき。

2 市長は、日本政策金融公庫から得た返済状況証明書の内容を審査し、前項の各号のいずれかに該当するときは、和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金審査結果通知書（様式第3号）により融資登録者に通知するものとする。

(交付の申請及び請求)

第7条 申請者は和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請兼請求書（様式第4号）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び交付)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定(確定)通知書(様式第5号)により申請者に通知し、当該請求に係る補給金を速やかに交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給金の交付決定を取り消し、又は交付した利子補給金の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

(1) 偽り、その他不正な方法により利子補給金を受けたと認められるとき。

(2) その他市長がこの要綱の目的に照らし、利子補給を行うことが不相当と認めるとき。

2 前項の場合において市長は、和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定取消通知書(様式第6号)により取消を通知し、和泉市小規模事業者経営改善資金利子補給金返還命令書(様式第7号)により返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。